

第5 開発許可後の留意事項

1 着手届

開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手したときは、直ちにその旨を届け出てください。

なお、開発区域の面積が1ヘクタールを超えるものは、工事工程表を添付してください。

2 許可済の標識

工事に着手するときは、施行地区の見やすい場所に必ず次の標識を掲示してください。

都市計画法に基づく開発許可済		
開発許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	(大きさ)
許 可 権 者	愛知県知事 氏 名 (市長 氏 名)	「自己用」 縦 25 cm以上 横 35 cm以上
開発区域に含まれる地域の名称		「その他」
許可を受けた者の住所、氏名 (名称及び代表者氏名)		縦 80 cm以上 横 120 cm以上
工事施行者の住所、氏名 (名称及び代表者氏名)		
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

3 工程報告

工事が次の工程に達する3日前までに、その工程に達する旨を知事に届け出てください。

- (1) 高さ2m以上の練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。
- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき。
- (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき。
- (4) 暗渠を設置するとき。
- (5) 側溝を設置するとき。
- (6) その他あらかじめ知事が指定する工程。

なお、工事の主要な工程又は、上記の工程に達したときは、写真を撮り、当該工事現場に備えておいてください。

4 工事完了検査

開発区域又は工区について工事が完了したときは、次の各号に掲げる図書を添えて工事完了届を提出し、検査を受けてください。

検査の結果、工事が許可となった開発計画に適合していると認められたときは、検査済証を交付し、その旨を公告します。

なお、公共施設に関する工事が完了したときに検査を受ける場合は、公共施設工事完了届を前記の方法により提出してください。

- (1) 確定平面図(縮尺1/1,000以上)
- (2) 公共施設表示図(縮尺1/500以上)
- (3) その他知事が必要と認める書類

5 開発許可に基づく地位の承継

相続又は合併により開発許可に関する権原を取得した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可を受けたものとしての地位をそのまま承継できます。

上記により地位の承継をした者は、直ちにその旨を届け出てください。

6 工事中の建築制限

許可を受けた開発区域内の土地は、開発行為に関する工事の完了公告のあるまでは建築物等を